

○厚生労働省令第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）及び児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第 号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「第三条」を「第二条」に改める。

第五条の二の二を第五条の二の二の一とし、第一章の三に第五条の二の二として次の一条を加える。

第五条の二の二 令第三条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める割合は、千分の一とする。

第五条の三中「第十三条第二項第二号」を「第十三条第三項第二号」に改める。

二頁

第六条中「第十三条第二項第五号」を「第十三条第三項第五号」に改め、同条第四号中「第十三条第二項第三号の二」を「第十三条第三項第三号の二」に改める。

第七条の九第一項第二号中「居住地、」を「居住地」に改める。

第二十五条の二十九第二号ロ中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

別表（第五条の二の二関係）を別表（第五条の二の二の一関係）に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 法第十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有している者であつて、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている者とする。

第七条中「第十三条の四」を「第十三条の五」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和三十二年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項、第四十二条第二項、第七十二条第四項、第八十条第二項及び第八十八条の三第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

(国民年金法施行規則の一部改正)

第四条 国民年金法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第七十七条の六第二号中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改める。

(健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令(平成二十八年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第二十三条の次に五条を加える改

三頁

正規定(第二十三条の六第三項第一号に係る部分に限る。)及び第二条のうち厚生年金保険法施行規則(昭和三十九年厚生省令第三十七号)第九条の二の次に四条を加える改正規定(第九条の五第三項第二号に係る部分に限る。)中「第十三条第二項第一号」を「第十三条第三項第一号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文【平成二十八年十月一日施行】

目次

- 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）（第一条関係） 1
- 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第三十号）（抄）（第二条関係） 4
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）（第三条関係） 6
- 国民年金法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十二号）（抄）（第四条関係） 8
- 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第七十五号）（抄）（第五条関係） 9

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）<u>第二条の規定により、児童相談所の設置に関して報告すべき事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 名称及び位置</p> <p>二 管轄区域及びその区域内の人口</p> <p>三 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</p> <p>四 職員の数</p> <p>五 収支予算</p> <p>六 事業開始の年月日</p> <p>② <u>令第一条の規定により、児童相談所の設備の規模及び構造等の変更に関して報告すべき事項は、前項第一号から第四号までの事項とする。</u></p> <p><u>第五条の二の二 令第三条第一項第二号ロの厚生労働省令で定める割合は、千分の一とする。</u></p> <p><u>第五条の二の二の二</u>（略）</p> <p>第五条の三 <u>法第十三条第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める施</u></p>	<p>第三条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）<u>第二条の規定により、児童相談所の設置に関して報告すべき事項は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 名称及び位置</p> <p>二 管轄区域及びその区域内の人口</p> <p>三 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面</p> <p>四 職員の数</p> <p>五 収支予算</p> <p>六 事業開始の年月日</p> <p>② <u>令第三条の規定により、児童相談所の設備の規模及び構造等の変更に関して報告すべき事項は、前項第一号から第四号までの事項とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>第五条の二の二</u>（略）</p> <p>第五条の三 <u>法第十三条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める施</u></p>

設（次条において「指定施設」という。）は、次のとおりとする。

一 三 略

第六条 法第十三条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者
- 六 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの

設（次条において「指定施設」という。）は、次のとおりとする。

一 三 略

第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 学校教育法による大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下この条において「相談援助業務」という。）に従事したもの
- 二 学校教育法による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 三 外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- 四 社会福祉士となる資格を有する者（法第十三条第三項第三号の二に規定する者を除く。）
- 五 精神保健福祉士となる資格を有する者
- 六 保健師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、厚生労働大臣が定める講習会（以下この条において「指定講習会」という。）の課程を修了したもの

七 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

八 看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

九 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの

十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては三年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

十一 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者

イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間

ロ 児童相談所の所員として勤務した期間

十二 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）

十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

七 助産師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

八 看護師であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

九 保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したものの

十 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する普通免許状を有する者であつて、指定施設において一年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては三年以上）相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

十一 社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が二年以上である者

イ 社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間

ロ 児童相談所の所員として勤務した期間

十二 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者（前号に規定する者を除く。）

十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

<p>第七条の九 法第十九条の三第一項の規定に基づき医療費支給認定の申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、<u>居住地</u>、生年月日及び個人番号</p> <p>三、十二 (略)</p> <p>②、④ (略)</p> <p>第二十五条の二十九 法第二十六条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を置いていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>法第十三条第三項各号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>ハ (略)</p> <p>別表 (<u>第五条の二の二の関係</u>)</p> <p>(略)</p>	<p>第七条の九 法第十九条の三第一項の規定に基づき医療費支給認定の申請をしようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県に提出しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の氏名、性別、<u>居住地</u>、生年月日及び個人番号</p> <p>三、十二 (略)</p> <p>②、④ (略)</p> <p>第二十五条の二十九 法第二十六条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を置いていること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>法第十三条第三項各号</u>のいずれかに該当する者</p> <p>ハ (略)</p> <p>別表 (<u>第五条の二の二の関係</u>)</p> <p>(略)</p>
--	--

○ 児童虐待の防止等に関する法律施行規則 (平成二十年厚生労働省令第三十号) (抄) (第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(施設入所等の措置の解除)</p> <p>第六条 法第十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業(同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。)を行う者若しくは里親(児童福祉法第六条の四第一項に規定する里親をいう。)又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。</p> <p>2) <u>法第十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める者は、委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有している者であつて、職員又は職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じている者とする。</u></p> <p>(都道府県児童福祉審議会等への報告)</p> <p>第七条 法第十三条の五に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第四号若しくは同条第二項第五号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一</p>	<p>(施設入所等の措置の解除)</p> <p>第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている小規模住居型児童養育事業(児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。)を行う者若しくは里親(同法第六条の四第一項に規定する里親をいう。)又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(都道府県児童福祉審議会等への報告)</p> <p>第七条 法第十三条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第八条第一項第二号又は児童福祉法第二十五条の七第一項第四号若しくは同条第二項第五号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一</p>

<p>項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第二十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。</p>	<p>項の規定による立入り及び調査又は質問の実施状況、法第九条の六に規定する臨検等の実施状況、児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第二十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例その他必要な事項とする。</p>
--	--

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員） 第二十一条（略） 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 〳 7（略）</p> <p>（職員） 第四十二条（略） 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 〳 7（略）</p> <p>（職員） 第七十三条（略） 2・3（略） 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を</p>	<p>（職員） 第二十一条（略） 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 〳 7（略）</p> <p>（職員） 第四十二条（略） 2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 〳 7（略）</p> <p>（職員） 第七十三条（略） 2・3（略） 4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を</p>

<p>有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第八十条 (略)</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3・6 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第八十八条之三 (略)</p> <p>2 前項の職員は、法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第八十条 (略)</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3・6 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第八十八条之三 (略)</p> <p>2 前項の職員は、法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
--	--

○ 国民年金法施行規則 (昭和二十五年厚生省令第十二号) (抄) (第四条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第七十七条の六 令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>三十三四 (略)</p>	<p>(令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設)</p> <p>第七十七条の六 令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十三条第二項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>三十三四 (略)</p>

○ 健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年厚生労働省令第七十五号）（抄）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（健康保険法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条の次に次の五条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者）</p> <p>第二十三条の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第八号の「専修学校に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二 三〇三五 （略）</p> <p>（厚生年金保険法施行規則の一部改正）</p> <p>第二条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の</p>	<p>（健康保険法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十三条の次に次の五条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（法第三条第一項第九号ニの厚生労働省令で定める者）</p> <p>第二十三条の六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第八号の「専修学校に準ずる教育施設」とは、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二 三〇三五 （略）</p> <p>（厚生年金保険法施行規則の一部改正）</p> <p>第二条 厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の</p>
<p>一部を次のように改正する。</p> <p>第九条の二の次に次の四条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条の五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第八号に規定する「専修学校に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二 三〇三五 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。</p>	<p>一部を次のように改正する。</p> <p>第九条の二の次に次の四条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条の五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第八号に規定する「専修学校に準ずる教育施設」とは、次の各号に掲げる教育施設とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第三項第一号に規定する学校その他の施設及び同法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設</p> <p>二 三〇三五 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。</p>